

(介護予防) 短期入所生活介護

契約書

ルンビニー花園

氏（以下「利用者」という。）と、短期入所生活介護 ルンビニー花園（以下「事業者」という。）は、利用者が居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される指定短期入所生活介護サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

（基本方針）

第 1 条 事業者は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が継続したものとなるよう配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。

（指定短期入所生活介護の開始及び終了）

第 2 条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供します。

2 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は、福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めます。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第 3 条 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、指定短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文章を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間について利用申込者の同意を得ます。

（提供拒否の禁止）

第 4 条 事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒みません。

(サービス提供困難時の対応)

第 5 条 事業者は、当該指定短期入所生活介護の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者へ連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じます。

(受給資格等の確認)

第 6 条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめます。

2 事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めます。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第 7 条 事業者は指定短期入所生活介護の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請を行われるよう必要な援助を行います。

2 事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日 30 日前に行われるよう必要な援助を行います。

(指定短期入所生活介護の取り扱い方針)

第 8 条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って、自律的な日常生活を営むことができるようするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援します。

2 指定短期入所生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮します。

3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮します。

4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行います。

- 5 事業者の従業者は指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明します。
- 6 事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- 7 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(指定短期入所生活介護計画の作成)

- 第 9 条 事業者の管理者は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定短期入所生活介護計画を作成します。
- 2 指定短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。
 - 3 事業者の管理者は指定短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
 - 4 事業者の管理者は、指定短期入所生活介護計画を作成した際には、当該指定短期入所生活介護計画を利用者に交付します。

(健康管理)

- 第 10 条 事業者の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を採ります。
- 2 事業者の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載します。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではありません。

(相談及び援助)

- 第 11 条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(その他のサービスの提供)

第12条 事業者は利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援します。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るように努めます。

(心身の状況等の把握)

第13条 事業者は指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

(法廷代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第14条 事業者は、指定短期入所生活の提供に開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64号各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者、又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明し、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行います。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第15条 事業者は、居宅介護サービス計画が作成されている場合は当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供します。

(サービスの提供の記録)

第16条 事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載します。

2 事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文章の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供します。

(利用料等の受領)

第17条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 3 事業者は前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額を受けることができます。
 - 1) 食事の提供に要する費用。
 - 2) 滞在に要する費用。
 - 3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が算定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
 - 4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
 - 5) 送迎に要する費用。
 - 6) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適當と認められるもの。
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとします。
- 5 事業者は第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文章を交付して説明を行い、利用者の同意を得ます。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用については、文章によるものとします。

(緊急時などの対応)

第18条 事業者の従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医、又は予め事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

主治医 氏名	
病院名	
住所	〒
電話番号	

この場合、予め利用者の指定する下記緊急連絡先に対し直ちに連絡します。

連絡先氏名	(かな)	続柄	
住所	〒		
自宅 電話番号		携帯電話	
勤務先		勤務先 電話番号	

連絡先氏名	(かな)	続柄	
住所	〒		
自宅 電話番号		携帯電話	
勤務先		勤務先 電話番号	

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第19条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付します。

(秘密保持)

第20条 事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

2 事業者は、当該指定短期入所生活介護事業者の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文章により得ます。

(苦情処理)

第21条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じます。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には当該苦情の内容等を記録します。

3 事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力とともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。

5 事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力とともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告します。

(事故発生時の対応)

- 第22条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

3 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(代理人)

- 第23条 利用者は代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 代理人は、利用者の身元引受人として契約上の義務・責任を負います。また、契約が終了した後、利用者の金品等の残置物を引き取る義務を負います。

(契約外事項)

- 第24条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより第1条記載の目的のため、当事者が協議して定めるものとします。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、利用者および事業者は、署名または記名、押印の上、各1通ずつ所持します。

契約締結日 令和 年 月 日

【事業者】

事業者名 社会福祉法人 光明寺福祉会

施設名 短期入所生活介護 ルンビニー花園

住所 福井県大野市牛ヶ原154の1

代表者名 管理者 一乗玲子 印

【利用者】

氏名 印

住所

【扶養者】

氏名 印

住所

短期入所生活介護 ルンビニー花園

重要事項説明書

(令和3年 4月 1日 現在)

1. 設置者

法人の名称	社会福祉法人 光明寺福祉会
法人の所在地	福井県福井市勝見3丁目2201
代表者名	理事長 一乗玲子
電話番号	0779(65)7132

2. ご利用施設

施設の名称	短期入所生活介護 ルンビニー花園
事業の種類	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
介護保険指定番号	1870500012
利用定数	14名
施設の所在地	福井県大野市牛ヶ原154-1-1
管理者名	管理者 一乗玲子
電話番号	0779(66)1850
ファックス番号	0779(65)7130

3. 基本方針

指定短期入所生活介護は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るように努めます。

4. 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休 (受付時間: 午前9時~午後5時)
ご予約方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の2ヶ月前から受け付けております。

5. 主な職員の職種及び員数

職種	常勤	非常勤	員数
管理者	1	0	1
機能訓練指導員	0	1	1
介護支援専門員	1	0	1
管理栄養士	1	0	1
生活相談員	1	0	1
看護職員	1	0	1
介護職員	3	3	6

6. 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制及び内容	
看護職員 介護職員	日勤	9:00~18:00
	早番	7:00~16:00
	遅番	10:00~19:00
	夜勤	16:30~ 9:30
	・看護職員	利用者の健康状態を的確に把握し、健康保持のために医師の指示のもと適切な措置を行います。
	・介護職員	利用者の心身の状態等を的確に把握し、適切な介護を行います。
	夜間等は、併設施設と連絡を密にとるなど、緊急時に備えます。	
機能訓練指導員	月曜日～金曜日	16:30~17:00 必要に応じてその都度、機能訓練を行います。

7. 施設サービスの概要

1) 介護

- ① 利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術を持って行います。
- ② 利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援します。
- ③ 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供に代えて、清拭を行うことで清潔の維持に努めます。
- ④ 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行います。

- ⑤ 紙オムツ等の使用をせざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのオムツを適切に取り替えます。
- ⑥ 前各項に規定するものほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。

2) 食事

- ① 栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ② 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行います。
- ③ 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう、必要な時間を確保します。
- ④ 利用者が、相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援します。

3) 機能訓練

- ① 事業所は利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。
- ② 個人プログラムを作成し、楽しく広がりのある生活を送っていただくよう努めています。
併設施設が保有するリハビリ器具等
機能訓練関係・・・平行棒、起立板、滑車運動器等
物理療法・・・・低周波治療器、ホットパック、空圧マッサージなど

8. 基本利用料金

① サービス利用料金（1日あたり）

a 利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
b サービス利用料金	4460 円	5550 円	5960 円	6650 円	7370 円	8060 円	8740 円
c うち介護保険から 給付される金額	4014 円	4995 円	5364 円	5985 円	6633 円	7254 円	7866 円
d サービス利用に係る 自己負担額	446 円	555 円	596 円	665 円	737 円	806 円	874 円
e 居室に係る 自己負担額	1640 円						
f 食事に係る 自己負担額	1380 円						
j 自己負担額合計 （1日当たり）	3466 円	3575 円	3616 円	3685 円	3757 円	3826 円	3894 円

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、
令和3年4月1日から令和3年9月末までの間、上記に0、1%上乗せされます。

※食事に係る自己負担額は、1日単位で計算します。

朝食：7：30～ 昼食：11：45～ 夕食：17：00～より提供致します。

② 介護保険負担限度額認定の制度

	居室に係る自己負担金額	食事にかかる自己負担額
第1段階	320円	300円
第2段階	420円	390円
第3段階	820円	650円
第4段階	1640円	1380円

※ 負担限度額認定は、毎年更新され、変更される場合があります。

③ 段階別個人負担額

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険利用料 (1割負担分)		446 円	555 円	596 円	665 円	737 円	806 円	874 円
居室に係 る自己負 担金額	第1段階	320 円						
	第2段階	420 円						
	第3段階	820 円						
	第4段階	1640 円						
食事にか かる自己 負担額	第1段階	300 円						
	第2段階	390 円						
	第3段階	650 円						
	第4段階	1380 円						
自己負担 額合計(1 日当たり)	第1段階	1066 円	1175 円	1216 円	1285 円	1357 円	1426 円	1494 円
	第2段階	1256 円	1365 円	1406 円	1475 円	1547 円	1616 円	1684 円
	第3段階	1916 円	2025 円	2066 円	2135 円	2207 円	2276 円	2344 円
	第4段階	3466 円	3575 円	3616 円	3685 円	3757 円	3826 円	3894 円

※介護保険利用料は、負担割合証によって、一割又は二割、三割の負担となります。

◇施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

対象者	区分
生活保護受給者	利用負担段階 1
市町村民税非課税 世帯全員が	老齢福祉年金受給者
	課税年収額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年収が80万円超の方など)
上記以外の方	利用負担段階 4

④ 送迎

身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付き送迎車で入退所の送迎を行います。又、当施設の事業実施区域外の方、あるいは実施区域内で特に送迎をご希望の方にリフト付きの送迎車で送迎を実施します。

9. その他のサービス及び利用料金

サークル活動、行事等について

利用者の趣味や活動能力に応じてサークルをご用意しています。これらサークルの経営は職員をはじめ、ボランティアの方々の協力も得て行っています。

年間行事として、お花見や紅葉狩り、クリスマス会等の四季に応じた行事を、施設内外で催しています。ご家族の方々には、いずれの行事に参加していただいても事業所としては差し支えございませんので、お気軽にご参加下さい。なお、行事によっては、別途参加費等がかかるものもございます。

10. 利用料のお支払いについて

- ① 每月15日までに、前月分の請求書を発行致しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行致します。
- ② お支払い方法は、当施設指定銀行口座にて利用者指定の口座より自動引き落としとさせて頂きます。自動引き落としの手続き等は当施設にて行うこともできます。

11. キャンセル料

ご利用日前日・当日及び利用期間中の予定の中止、変更、取り消しなどの申し出があった場合、実費相当額（食費）のキャンセル料をいただいております。

※連絡が困難な場合などやむを得ない場合はこの限りではありません。

1 2. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関の名 称	広瀬病院
所 在 地	福井県大野市城町10-1
電話番号	0779(66)3510

協力歯科医療機関の名 称	山崎歯科医院
所 在 地	福井県大野市新庄16の1の4
電話番号	0779(69)7878

1 3. 苦情の受付について

① 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当）	生活相談員
受付時間	9:00~17:00
電話番号	0779(66)1850
ファックス	0779(65)7130

② 当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

県国民健康保険団体連合会	への申し立て	0776(57)1614
県社会福祉協議会運営適正化委員会への申し立て		0776(24)2347
福井県大野市役所福祉課高齢福祉係への申し立て		0779(66)6631
福井県勝山市役所健康長寿課	への申し立て	0779(88)1111
福井県福井市役所介護保険係	への申し立て	0776(20)5715

1 4. 身体拘束について

- ① 短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、ご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限を行いません。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、ご利用者またはそのご家族に対して事前に口頭および文章による説明を行い、併せて文章による同意を得ます。
- ③ 管理者を長とする身体拘束廃止委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う、身体拘束について判断を行うと共に、常にその解消のため検討に努めます。

15. ご利用中の医療行為等

- ① 当施設は、併設施設の看護師が兼務し、健康管理のお手伝いをしていますが、サービスご利用期間中は、ご利用者の主治医の診断による、治療方針と方法が継続されます。
- ② 当施設では、投薬等につき必要に応じて医療に係らせていただきますが、医療の内容によっては、サービスをご利用いただけない場合がございます。
- ③ サービスご利用中に行なった処置等に伴う持ち込み以外の薬品や消耗品（ガーゼ等）は、ご利用者の負担として、サービス利用料に併せて請求させていただきます。
- ④ ご利用当日の体調（発熱・風邪等）によっては、ご利用を見合わせていただく場合がございます。

16. 急変時の対応

- ① サービスご利用中にご利用者が急変された場合は、主治医・看護師又は介護職員の判断により、原則として救急車により医療機関へ救急搬送いたします。
- ② 受入病院は、ご利用者の主治医が所属する医療機関または当施設協力医療機関となるよう救急隊員に依頼しますが、その他の医療機関への搬送もあり得ます。また、夜間・休日は救急指定病院への搬送となります。
- ③ 救急搬送の際は、可能な限り事前にご家族に連絡をおとりしますが、状況により事後となる場合がございます。
- ④ ご利用者の状態によっては、搬送先医療機関での緊急入院もあり得ますことをご理解ください。
- ⑤ 緊急入院時でご家族との連絡がとれない場合に、受入医療機関の状況や定めにより差額ベッドの利用や有償の付添人の依頼を行うことがありますことをご了承ください。その際の費用はご利用者の負担となります。

17. 受診の依頼

- ① サービス利用中に、ご契約時またはご利用開始時と著しく異なる心身の状況が認められた場合や、他のご利用者への影響が懸念される症状が認められた場合には、急変時対応以外でも、主治医・看護師または介護職員の判断により、医療機関での受診をお願いする場合がございます。
- ② 受診のための送迎・付き添いは原則としてご家族にご担当いただきます。
- ③ ご利用者の状態により必要に応じて当施設の車両にて病院までお送りする場合もありますが、その際はショートスティ送迎料金に準じて有償とさせていただきます。
※定期的な受診がサービスご利用中に予定されている場合は、ご家族により受診していただきます。

18. 短期入所生活介護サービスの提供記録

- ① 事業者は、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日および介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- ② 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を設備し、完結日から5年間保存します。
- ③ 利用者または代理人は、異業者に対し、いつでも①に規定する書面その他事業者が作成した利用者の短期入所生活介護サービスの提供に関する記録の閲覧及び謄写を求めるることができます。ただし、謄写に際して、事業者は利用者または代理人（身元引受人）に対して、自費相当額を請求できるものとします。
- ④ 事業者は、利用者の求めに応じて、提供した短期入所生活介護サービスの内容を確認するための報告書を作成します。

19. 施設の利用に当たっての留意事項

- ① 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、利用者相互の親睦と融和に努めるようお願いいたします。
 - 1) 火気の取扱いに注意するとともに、所定の場所以外で喫煙しないこと。
 - 2) 建物、備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
 - 3) 喧嘩、口論又は暴行行為等、他の者の迷惑になることをしないこと。
 - 4) 飲酒、喫煙は定められた時間、場所において行うこと。
- ② 利用者が外泊しようとするときは、あらかじめ、管理者に届け出をお願いします。
- ③ 利用者が外出しようとするときは、あらかじめ行き先、用件、所要時間等を施設の従業者に申し出をお願いします。
- ④ ご面会について
ご面会については次のことをご了承下さい。
 - ご面会の際には、当施設に設置してあります面会簿にお名前とご住所、続柄をご記入ください。
 - 面会時間はできましたら、午前9時から午後8時までにお願いします。
 - ご利用の中には飲み込みの悪い方、食べ物の量がコントロールできない方、腐敗の判断ができない方、医師から食事に対して注意を受けている方などがおられますので以下のことにについて特に注意して下さい。
 - ・ 食べ物の手土産は少量にお願いします。
 - ・ 生物（なまもの）は1回で食べられるだけの極少量でお願いします。
 - ・ 他の利用者へのご配慮はご遠慮申し上げます。
 - ・ もし配られたい場合は必ず職員にお知らせ下さい。
 - ご家族の方々の職員に対する心遣いは固くご辞退いたします。

私は、本書面に基づいて事業者の職員

職名 介護支援専門員 氏名 四方 康代 から
別紙の重要事項の説明とその書面の交付を受けたことを確認致します。

令和 年 月 日

利用者 氏名 _____ 印

代理人（身元引受人）

氏名 _____ 印

住所 〒

電話番号 _____

短期入所生活介護 ルンビニー花園

利用料金一覧表

令和3年4月1日現在

	項目		従来型個室利用
基本料金	要支援1	1日	446円
	要支援2	1日	555円
	要介護1	1日	596円
	要介護2	1日	665円
	要介護3	1日	737円
	要介護4	1日	806円
	要介護5	1日	874円
加算料金	送迎加算	片道	184円
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1日	所定単位数×6.0%
利用料	日常生活費		実費
	教養娯楽費		実費
	居住費	1日	1,640円
	食費(朝380円 昼500円 夕500円)	1食	1,380円
	おやつ費	1回	100円
	洗濯代	1回	400円
	電気代(製品一点)	1日	50円
	理美容代	1回	実費

※ (基本料金 + 加算料金 + 利用料) × 日数 = 1ヶ月の利用料金

※令和3年4月1日から令和3年9月末までの間、基本料金に0.1%上乗せする。